

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス 種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所 電話	事業所 FAX	状態	変更 年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3710211537	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	医療法人社団 厚仁会 厚仁病院	7630043	香川県丸亀市通町 133番地	0877-23- 2311	0877-23- 1901	廃止	2020/5/31	医療法人社団 厚仁会	香川県丸亀市通町 133番地	松山 毅彦	理事長